

様式 6

令和6年度補正予算持続可能な物流効率化実証等事業費補助金 (物流効率化に資する連携実証事業) 連携体（コンソーシアム）協定書

(目的)

第1条 本協定は、連携体（コンソーシアム）を設立して、令和6年度補正予算持続可能な物流効率化実証等事業費補助金（物流効率化に資する連携実証事業）（以下、「本補助事業」という。）への公募申請、交付申請及び本補助事業の実行を共同して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立する連携体（コンソーシアム）は、「〇〇〇〇」（以下、「本連携体（コンソーシアム）」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本連携体（コンソーシアム）を構成する組織団体は、次のとおりとする。

(1)

住所（所在地）〒XXX-XXXX
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

(2)

住所（所在地）〒XXX-XXXX
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

(3)

住所（所在地）〒XXX-XXXX
商号又は名称
代表者役職名
代表者氏名

(幹事者及び構成員の定義)

第4条 本連携体（コンソーシアム）の幹事者は、〇〇〇〇とする。

2 本連携体（コンソーシアム）を構成する幹事者以外の者を本連携体（コンソーシアム）の構成員（以下「構成員」という。）とする。

様式 6

(責務)

第5条 本連携体（コンソーシアム）の幹事者及び構成員は、次の各号の責務を負うものとする。

- (1) 本補助事業の公募要領の記載内容を理解し、その内容を遵守すること。また、申請様式および連携体（コンソーシアム）協定書に虚偽の記載がないこと。
- (2) 国庫及び公的制度からの二重受給に関しては、本補助事業の公募要領「6-2. 補助対象経費として計上できない経費」の記載を遵守すること。
- (3) 参画するすべての幹事者及び構成員が本補助事業の実施に寄与すること。また、本補助事業の成果をすべての幹事者及び構成員が享受すること。

2 幹事者及び構成員は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる団体（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (4) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (5) 本補助事業に係る取得財産の適切な管理者及び管理方法が明確になっており、構成員同士が、本補助事業の完了後においても、補助金の交付目的に従って、互いに協力しその効率的運用を図ること。

3 前項に虚偽もしくは相違のあった場合、本補助事業に係る交付決定の取消し、補助金の返納等の処置が行われても、一切の異議の申し立てを行わないものとする。

(幹事者の権限)

第6条 本連携体（コンソーシアム）の幹事者は、第1条に規定する業務の履行に関し、本連携体（コンソーシアム）を代表して、本補助事業の目的を達成するため、公募要領及び交付規程等に従って補助金交付に関連する事務を行う団体（以下「事務局」という）及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約、補助金の請求、受領及び本連携体（コンソーシアム）に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第7条 本連携体（コンソーシアム）は、それぞれの分担に係る進捗を図り、本補助事業の実行に関して連帯して責任を負うものとする。

(業務の分担)

第8条 幹事者及び構成員の業務の分担は、様式1「申請様式等」のうち、「申請書」のとおりとする。

(取引金融機関)

第9条 本連携体（コンソーシアム）の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、本連携体（コンソーシアム）の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(秘密情報の保持)

様式 6

第 10 条 幹事者及び構成員は、本補助事業に関して知り得た業務上の秘密を当該事業の契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 知得した際、既に構成員が保有していたことを証明できる情報
- (2) 知得した後、構成員の責めによらず公知となった情報
- (3) 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

2 幹事者及び構成員は、本補助事業における自己の従業員に対しても前項の秘密保持に関する義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第 11 条 本連携体（コンソーシアム）において個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定される個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱うこととなる場合には、事前に幹事者及び各構成員間で取得主体や取得方法等の詳細について協議、確認を行うものとする。

2 前項の定めに従い、幹事者及び構成員は、個人情報について、個人情報保護法及び同法に関するガイドライン等に則り、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理等必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(会計帳簿等の保存)

第 12 条 本補助事業に係る会計帳簿等の関係書類は本補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、〇〇〇〇（幹事者または構成員）が保存するものとする。

(連携体（コンソーシアム）の成立及び解散の時期)

第 13 条 本連携体（コンソーシアム）は、令和 7 年 XX 月 XX 日に成立し、本補助事業の履行後 5 年を経過するまでの間は解散することができない。

2 本連携体（コンソーシアム）は、本補助事業に採択されなかった場合は、前項の規定にかかわらず、本補助事業の交付決定が終了した日に解散するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 14 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 15 条 幹事者及び構成員は、本連携体（コンソーシアム）に参画する幹事者と構成員全体及び事務局の承認がなければ、本連携体（コンソーシアム）が第 1 条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

(構成員の除名)

第 16 条 本連携体（コンソーシアム）は、構成員のいずれかが、第 1 条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、幹事者その他の構成員全員及び事務局の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

様式 6

(幹事者の変更)

第 17 条 幹事者が脱退し若しくは除名された場合又は幹事者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の幹事者に代えて、他の構成員全員及び事務局の承認により残存構成員のうちいずれかを幹事者とすることができるものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが第 1 条に規定する業務途中において破産又は解散した場合には、第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 19 条 連携体（コンソーシアム）が解散した後においても、第 1 条に規定する業務につき、契約内容との不適合があったときは、幹事者及び各構成員は自らの分担業務についてその責に任ずるものとし、自らの分担業務についてのみ損害賠償の責任を負うものとする。但し、事務局に対する責任は、幹事者及び各構成員が連帯して負うこととする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

上記のとおり、令和 6 年度補正予算持続可能な物流効率化実証等事業費補助金（物流効率化に資する連携実証事業）の採択に係る連携体（コンソーシアム）を結成したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、事務局に提出するほか、各自所持するものとする。

令和 7 年 XX 月 XX 日

住所（所在地）〒XXX-XXXX

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

印

住所（所在地）〒XXX-XXXX

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

印

住所（所在地）〒XXX-XXXX

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

印

様式6

暫定版・確定版 文言変更箇所一覧

・第1条

(暫定版)

第1条 本協定は、連携体（コンソーシアム）を設立して、令和6年度補正予算持続可能な物流効率化実証等事業費補助金（物流効率化に資する連携実証事業）（以下、「本補助事業」という。）への**応募**申請、交付申請及び本補助事業の実行を共同して営むことを目的とする。

(確定版)

第1条 本協定は、連携体（コンソーシアム）を設立して、令和6年度補正予算持続可能な物流効率化実証等事業費補助金（物流効率化に資する連携実証事業）（以下、「本補助事業」という。）への**公募**申請、交付申請及び本補助事業の実行を共同して営むことを目的とする。

・第3条

(暫定版)

第3条 本連携体（コンソーシアム）の構成する組織団体は、次のとおりとする。

(確定版)

第3条 本連携体（コンソーシアム）を構成する組織団体は、次のとおりとする。

・第4条

(暫定版)

(幹事者及び代表者、構成員の定義)

第4条 本連携体（コンソーシアム）の幹事者は、〇〇〇〇とする。

~~2 本連携体（コンソーシアム）の幹事者を本連携体（コンソーシアム）の代表者とする。~~

3 本連携体（コンソーシアム）を構成する幹事者以外の者を本連携体（コンソーシアム）の構成員（以下「構成員」という）とする。

(確定版)

(幹事者及び構成員の定義)

第4条 本連携体（コンソーシアム）の幹事者は、〇〇〇〇とする。

2 本連携体（コンソーシアム）を構成する幹事者以外の者を本連携体（コンソーシアム）の構成員（以下「構成員」という）とする。

・第6条

(暫定版)

(代表者の権限)

第6条 本連携体（コンソーシアム）の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、本連携体（コンソーシアム）を代表して、本補助事業の**交付規程**の目的を達成するため、補助金交付に関連する事務を行う団体（以下「事務局」という）及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約、補助金の請求、受領及び本連携体（コンソーシアム）に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(確定版)

(幹事者の権限)

第6条 本連携体（コンソーシアム）の**幹事者**は、第1条に規定する業務の履行に関し、本連携体（コン

様式 6

ソーシウム)を代表して、本補助事業の目的を達成するため、**公募要領及び交付規程等に従って**補助金交付に関連する事務を行う団体(以下「事務局」という)及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約、補助金の請求、受領及び本連携体(コンソーシウム)に属する財産を管理する権限を有するものとする。

・第12条

(暫定版)

第12条 本補助事業に係る会計帳簿等の関係書類は本補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、〇〇〇〇(構成員名)が保存するものとする。

(確定版)

第12条 本補助事業に係る会計帳簿等の関係書類は本補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、〇〇〇〇(幹事者または構成員)が保存するものとする。

・第13条

(暫定版)

第13条 本連携体(コンソーシウム)は、令和7年XX月XX日に成立し、**第1条に規定する補助事業**の履行後5年を経過するまでの間は解散することができない。

(確定版)

第13条 本連携体(コンソーシウム)は、令和7年XX月XX日に成立し、**本補助事業**の履行後5年を経過するまでの間は解散することができない。

・第15条

(暫定版)

第15条 構成員は、本連携体(コンソーシウム)に参画する構成員全体及び事務局の承認がなければ、本連携体(コンソーシウム)が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

(確定版)

第15条 **幹事者及び**構成員は、本連携体(コンソーシウム)に参画する**幹事者**と構成員全体及び事務局の承認がなければ、本連携体(コンソーシウム)が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

・第16条

(暫定版)

第16条 本連携体(コンソーシウム)は、構成員のいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び事務局の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

(確定版)

第16条 本連携体(コンソーシウム)は、構成員のいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、**幹事者**と他の構成員全員及び事務局の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

様式 6

・(確定版) 第 17 条

(暫定版)

記載なし

(確定版)

(幹事者の変更)

第 17 条 幹事者が脱退し若しくは除名された場合又は幹事者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の幹事者に代えて、他の構成員全員及び事務局の承認により残存構成員のうちいずれかを幹事者とすることができるものとする。

・(暫定版) 第 18 条・(確定版) 第 19 条)

(暫定版)

第 18 条 連携体（コンソーシアム）が解散した後においても、第 1 条に規定する業務につき、契約内容との不適合があったときは、各構成員は自らの分担業務についてその責に任ずるものとし、自らの分担業務についてのみ損害賠償の責任を負うものとする。但し、事務局に対する責任は、幹事者及び各構成員が連帯して負うこととする。

(確定版)

第 19 条 連携体（コンソーシアム）が解散した後においても、第 1 条に規定する業務につき、契約内容との不適合があったときは、**幹事者及び**各構成員は自らの分担業務についてその責に任ずるものとし、自らの分担業務についてのみ損害賠償の責任を負うものとする。但し、事務局に対する責任は、幹事者及び各構成員が連帯して負うこととする。